

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

明治十九年第二百九拾四号

(発行年 / Year)

1910

明治十九年第二百九拾四号

裁判言渡書

控訴人大阪府南区難波新地二番町廿四番地主氏 洗湯業

水原ハル

代人大阪府西区幸町通亮丁目
廿三番地主氏 雜業

高阪氏之助

被控訴人大分縣豊後國遠見郡鉄

輪村百四十番地三浦友太郎方
同居主氏 雜業

齊藤周治

大阪控訴院

代言人大阪府東区北濱二丁目廿七番
地主氏

山本庄平

被控訴人大阪府西区常町堀通中丁

司八番地主氏 魚仲買商

井村政次郎

代言人大阪府西区江戶堀北通三丁目

廿五番地同府士族

三宮華表

古木原ハルヲ齊藤周治井村政次郎ニ係ル
違ふ公買三付敷金見込入札請求事件大阪
始審裁判所裁判ニ服セズ本原ハルヲ控訴ヲ

ホ訴違家、對し廿五日ノ夜金アリトスルモ
 已ニホ訴ノ如キ被控訴人井村政次郎ヲ係
 レ乙卯壹号証書入質ノ爲ノ具之ヲ公愛
 スル協合於テハ其言入質ノ権利ヲ毀損スハ
 キ方法即チ敷金廿四ヲ見込ト入札セシム
 トノ訴求不成立モノトス

右ノ理由ナリ依リ判決スルカノ如シ

大阪地審裁判所カ明治十九年九月
 廿六日言庭シタル裁判ハ相當ニシテ且消
 工ハ井村ナシ同テ双方共昭審裁判ト通
 心得ヘシ

訴訟入費ハ昭審終審共井村政次郎、

大阪控訴院

對シテハ控訴人ヲ償却シ控訴人乃、

衣川藤周治ハ各自年々ヘシ

明治十九年九月九日大阪控訴院公廷ニ於テ
 終審裁判言庭スモノ也

大阪控訴院

民事第一局長代理

控訴院評定官飯田恒男

控訴院評定官近重八潮彦

控訴院評定官井上操

裁判所書記早部貞明